

令和7年度四国ブロック主任相談支援専門員養成研修開催要領

1 目的

四国ブロックにおける、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど、中核的な役割を担う人材を養成することを目的とする。

2 実施主体

高知県、徳島県、香川県、愛媛県（合同開催）

3 日程、内容及び場所

日程	期 日	内容	場 所
1 日目	令和7年9月上旬から 10月中旬	講義	自宅、事業所等（eラーニング視聴）
2 日目	令和7年12月11日（木）	講義 演習	しこちゅ〜ホール（四国中央市市民文化ホール） 小ホール （愛媛県四国中央市妻鳥町1830-1）
3 日目	令和7年12月12日（金）	講義 演習	
4 日目	令和7年12月17日（水）	講義 演習	
5 日目	令和7年12月18日（木）	講義 演習	

※ 別表のカリキュラムに沿った内容で実施する。

4 受講対象者

障害者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員のうち、相談支援従事者現任研修を修了した後、本研修の受講開始日前において相談支援又は障害児相談支援の業務に従事した期間が3年（36か月）以上である者のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たし、修了後に主任相談支援専門員としての責務（※）を果たす意思があり、障害者の自立支援に資する相談支援を実践しているとして市町村の推薦を受けた者とする。

- ① 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- ② 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
- ③ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、四国4県がそれぞれ適当と認める者であること。

※地域内での人材育成（事例検討会、GSV等）、相談支援従事者研修への講師参加等

5 受講定員

6名程度

※定員を超えない応募であっても、受講対象者と認められず受講不可となる場合があります。

6 受講手続

各市町村において、受講申込書を取りまとめ、推薦順位を付した推薦書とともに、メール又は郵送で県障害福祉課へ提出してください。

提出期限：令和7年7月24日（木）17時必着

選考のうえ、各市町村を通じて受講決定（不可）通知を送付します。

7 修了証書

修了者に対し、修了証書を交付します。

なお、下記の場合には対象外となります。

- ・受講態度が著しく不良である場合
- ・10分以上の遅刻、退席及び早退並びに欠席があった場合

8 受講料

資料代として4,000円を研修当日に現金でお支払いいただきます。なお、受講者の旅費及び昼食代等については各自でご負担願います。

9 その他

- ・本研修の修了者を主任相談支援専門員として配置し、主任相談専門員から従業者に対して質向上の取り組みを実施した指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所は、指定権者の市町村に届け出ることによって主任相談支援専門員配置加算の算定が可能となります。
- ・本研修の修了者は、県内の相談支援体制整備に活用するため、修了者名簿に登載し、県内市町村に提供する場合があります。
- ・研修当日は、氏名・勤務先を記載した受講者名簿を受講者間の交流や情報交換を目的として全受講者に配布します。

10 研修に関するお問合せ先

〒780-8570 高知県子ども・福祉政策部障害福祉課 地域生活支援担当 池本
高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号
電話：088-823-9634

(別表)

標準カリキュラム

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1、障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義(3時間)			
障害福祉施策等の動向	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等に関する最新の動向、その他関連する制度等を理解し、説明できる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の改正等の状況(相談支援事業、障害児支援、就労支援、発達障害者支援、障害福祉計画、権利擁護・虐待防止等)やその他関連施策(児童福祉、高齢福祉、生活困窮者支援等)の最新の動向に関する講義を行う。	講義 1時間
主任相談支援専門員の役割と視点	主任相談支援専門員が事業所や地域において果たすべき役割を認識するとともに、その役割を担う上で必要な視点、知識及び技術を修得する。	主任相談支援専門員が創設された経緯並びに基幹相談支援センター、指定一般・特定相談支援事業所等における主任相談支援専門員の位置付け及び役割について講義を行う。 基幹相談支援センター等の事業所の運営管理を行うための基本的姿勢について講義を行う。 地域や事業所における相談支援専門員に対する人材育成(指導・助言・研修の企画・運営)の視点及び手法について講義を行う。 地域共生社会の実現に向けた地域づくりについて、協議会を活用した他職種連携やネットワーク作り、社会資源の開発に関する講義を行う。	講義 2時間
2、運営管理に関する講義(3時間)			
相談支援事業所における運営管理	事業所の適正な運営等を図るための人事管理、経営管理に関する知識について理解するとともに、相談支援を实践する上で発生するリスクに対して、組織や地域として対応する仕組みの構築に必要な知識及び技術を修得する。	事業所内における相談支援専門員に対する業務管理(労務管理を含む)の意義・方法及び課題と対応策について講義を行う。 指定特定相談支援事業所等の安定的な経営を行うために必要な知識や配慮しなければならない事項について講義を行う。 インシデント事例に基づき、相談支援を行う上で発生しうるリスクの予測とその評価の手法、軽減に向けた仕組みや体制の構築のための手法について講義を行う。 相談支援事業者課に課されている秘密保持義務の規定を再確認し、個人情報の取扱いに係るリスクと関連制度について講義を行う。 自然災害が発生した場合の対応に関する基本的な考え方や方法、対応体制の構築に向けて必要な知識や方法について講義を行う。	講義 3時間

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
3、相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習(13 時間)			
人材育成の意義と必要性	相談支援専門員の人材育成の意義、必要性及びその実施体系のあり方について理解する。	相談支援専門員に必要な能力並びにそれを段階的に獲得及び高めていくための人材育成の必要性について講義を行う。 事業所内や地域における効果的な実地教育のあり方について講義を行う。	講義 1 時間
研修・グループワークの運営方法	相談支援専門員が主体的に学ぶことができる場作りの手法及び研修におけるグループワークの運営方法について修得する。	- 地域や事業所における相談支援専門員に対する研修の企画・運営について講義を行う。 - サービス担当者会議や協議会における協議の場を想定することにより、実践的なグループ運営や会議進行の技術が獲得できる演習を実施する。	講義・演習 2.5 時間
人材育成の地域での展開	地域における人材育成の展開に関して必要な知識について理解するとともに具体的な人材育成の展開手法について修得する。	地域における人材育成を展開するに当たり、相談支援事業所の枠を越えた実地教育のあり方及びサービス等利用計画等の評価の仕組みについて講義を行うとともに、相談支援専門員が主体的に学ぶための研修等の実施に必要な具体的な手法を習得するための演習を行う。 相談支援事業者以外のサービス提供事業者等、多職種連携を促すための人材育成のあり方について講義を行うとともに、研修等の実施のために必要な具体的な手法を修得するための演習を行う。	講義・演習 3 時間
相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開	スーパービジョンの理論と実際を理解し、実践できる知識・技術を修得するとともに、スーパーバイザーとして主任相談支援専門員に求められる姿勢を理解する。	スーパービジョンの各種理論と機能(管理や教育、支持)及び具体的な展開方法について講義を行う。 スーパービジョンの効果、相談支援専門員に対してスーパービジョンを行う際の留意点並びにスーパーバイザーとしての心構え及び視点を理解する。 スーパーバイザーとして、個人に対するスーパービジョン及びグループに対するスーパービジョンを実施する手法を修得するための演習を行う。	講義・演習 6.5 時間

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
4、地域援助技術に関する講義及び演習(11 時間)			
地域援助技術の考え方 と展開技法	地域共生社会の実現に向けた 地域づくりへの取組の重要性と 主任相談支援専門員の役割、地 域課題の把握方法、地域づくりに 向けた具体的な取組内容等に 係る必要な知識・技術等を理解 する。	社会資源の開発などの地域づくりの意義と手法及び地域 課題を把握するための情報の入手・活用の方法について協 議会の活用も含めて講義を行う。 地域課題の解決に向けた地域住民や関係行政機関等関係 者によるネットワークの機能やその構築方法について協議 会の活用も含めて講義を行う。	講義 1.5 時間
地域援助の具体的展開	協議会を活用した地域課題の 把握方法、地域作りに向けた具 体的な取組内容等に係る必要な 知識・技術を修得する。	地域アセスメントの実施、地域ネットワークの構築、社 会資源の開発等を実施するために、協議会を効果的に運営 又は活用するための知識及び技術を修得するための演習を 行う。 地域課題の解決に向けたプロセス(①目的の共有 ②現状 及び課題の把握 ③連携体制の把握④推進チームの組織及 び課題の分析と具体的取組の検討 ⑤共通理解の醸成 ⑥達 成目標とスケジュールの管理等)の体験に留意した演習を 行う。	演習 5 時間
多職種協働(チームアプ ローチ)の考え方と展開 方法	多職種協働(チームアプローチ) による支援を展開するための知 識と技術を深めるとともに、効 果的な展開方法について修得す る。	医療、保健・福祉・介護・教育・雇用、司法・行政等と の多職種協働における課題を認識し、円滑で効果的な連携 を図るために必要な知識や展開方法を修得するために実践 事例を用いた講義及び演習を行う。	講義・演習 2.5 時間
基幹相談支援センター における地域連携と地 域共生社会の実現	研修内容を振り返るととも に、地域共生社会の実現に向け て基幹相談支援センター等にお いて主任相談支援専門員が担う べき役割について理解する。	基幹相談支援センターの機能や設置方法、基幹相談支援 センターにおける主任相談支援専門員の役割について振り 返りの講義を行う。 これまでの講義や演習を振り返り、地域共生社会のあり 方とその実現に向けた、基幹相談支援センターや主任相談 支援専門員の役割について理解するための講義を行う。	講義 2 時間